

第1号議案(付議)

一般廃棄物処理施設(破碎・選別施設) の敷地の位置について

令和7年度第1回東大阪市都市計画審議会

令和7年7月24日(木)

建築基準法第51条ただし書き許可について

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法第51条本文の政令で定める処理施設について

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 **法第51条本文**(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の政令で定める**処理施設**は、次に掲げるものとする。

一 **廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令**(昭和46年政令第300号。以下「**廃棄物処理法施行令**」という。)第5条第1項の**ごみ処理施設**(ごみ焼却場を除く。)

二 (略)

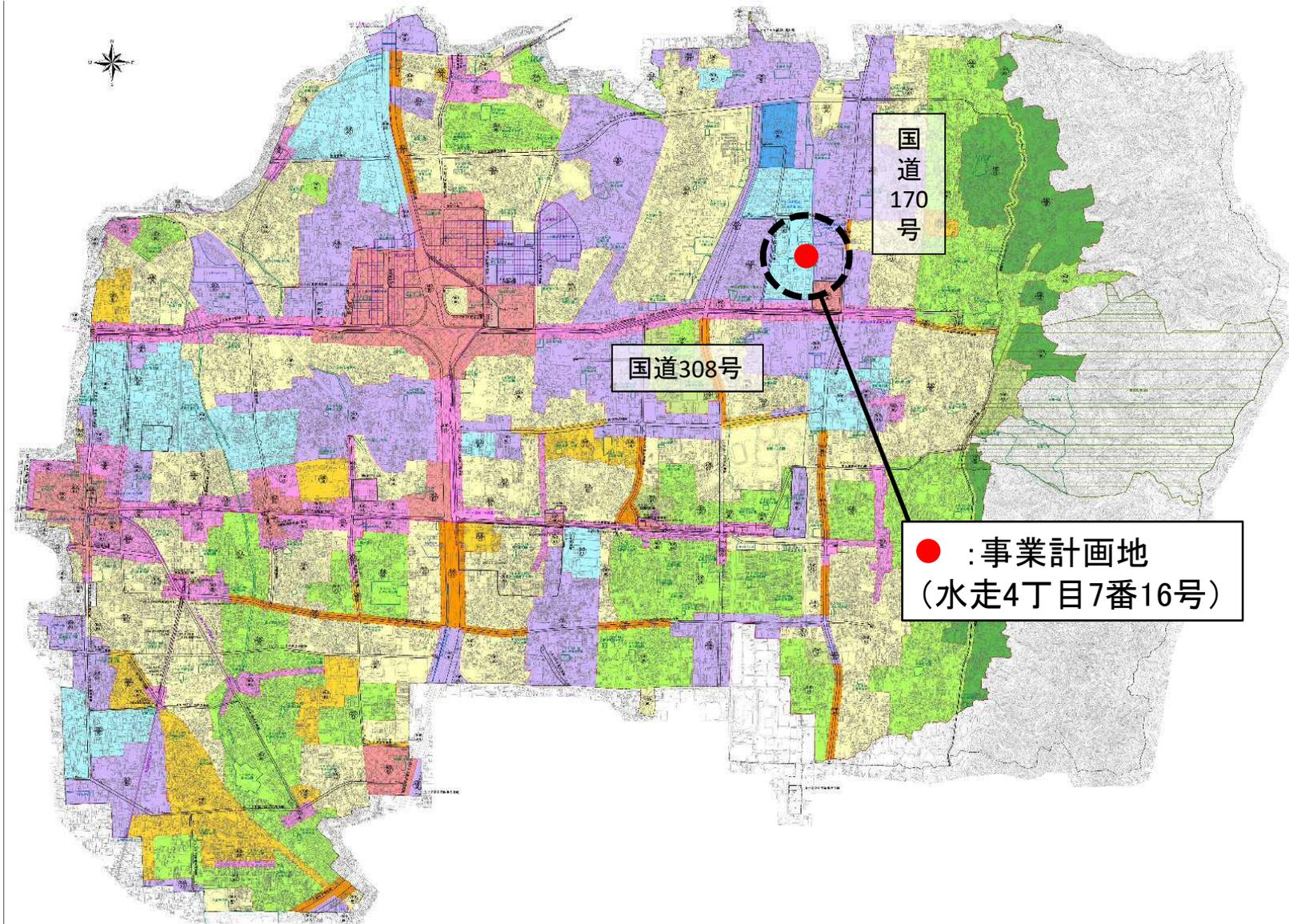
廃棄物処理法施行令第5条第1項で定めるごみ処理施設について

(一般廃棄物処理施設)

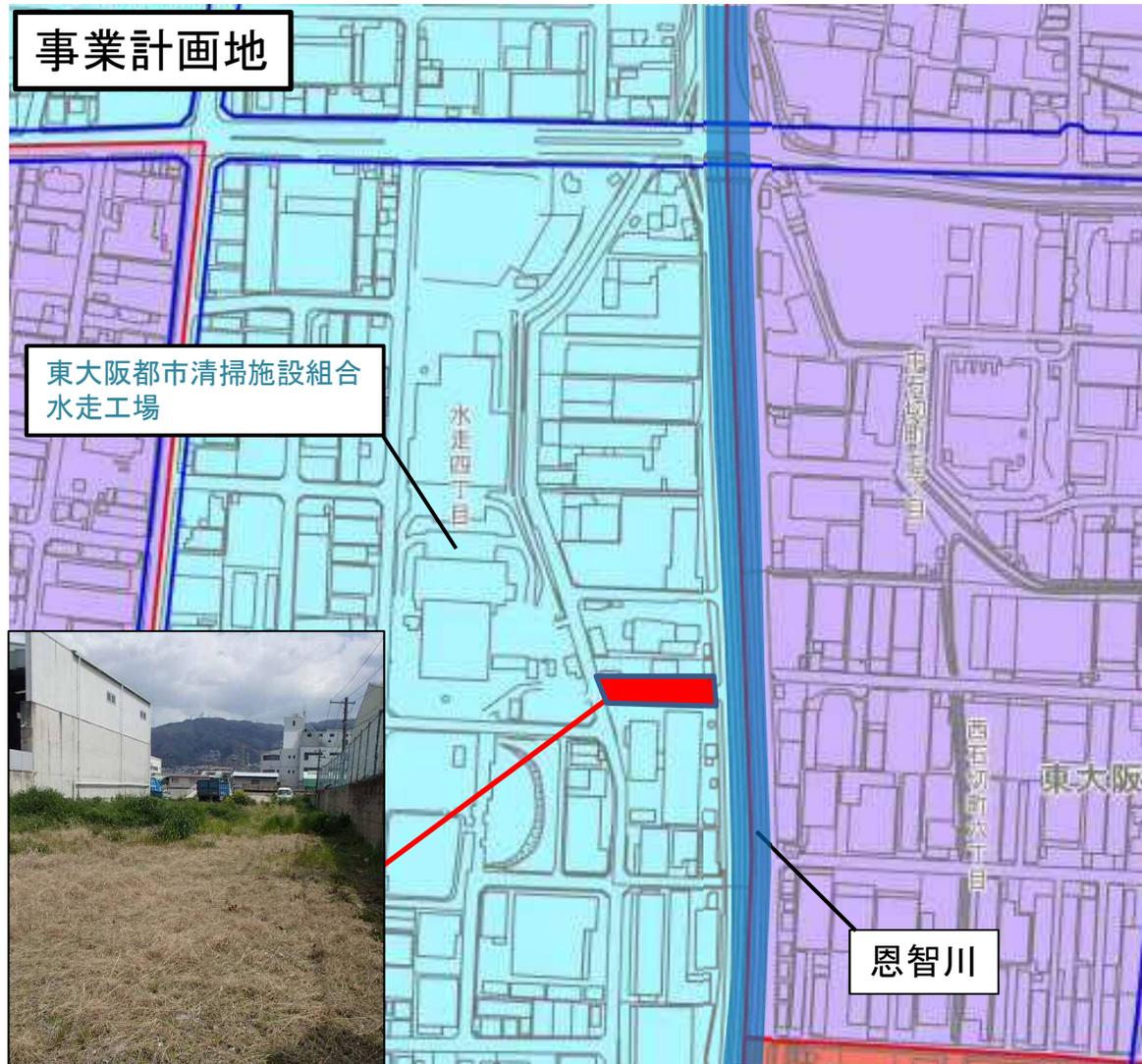
第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、**1日当たりの処理能力が5t以上**(焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上)**のごみ処理施設**とする。

2(略)

事業計画地



事業計画地(詳細)



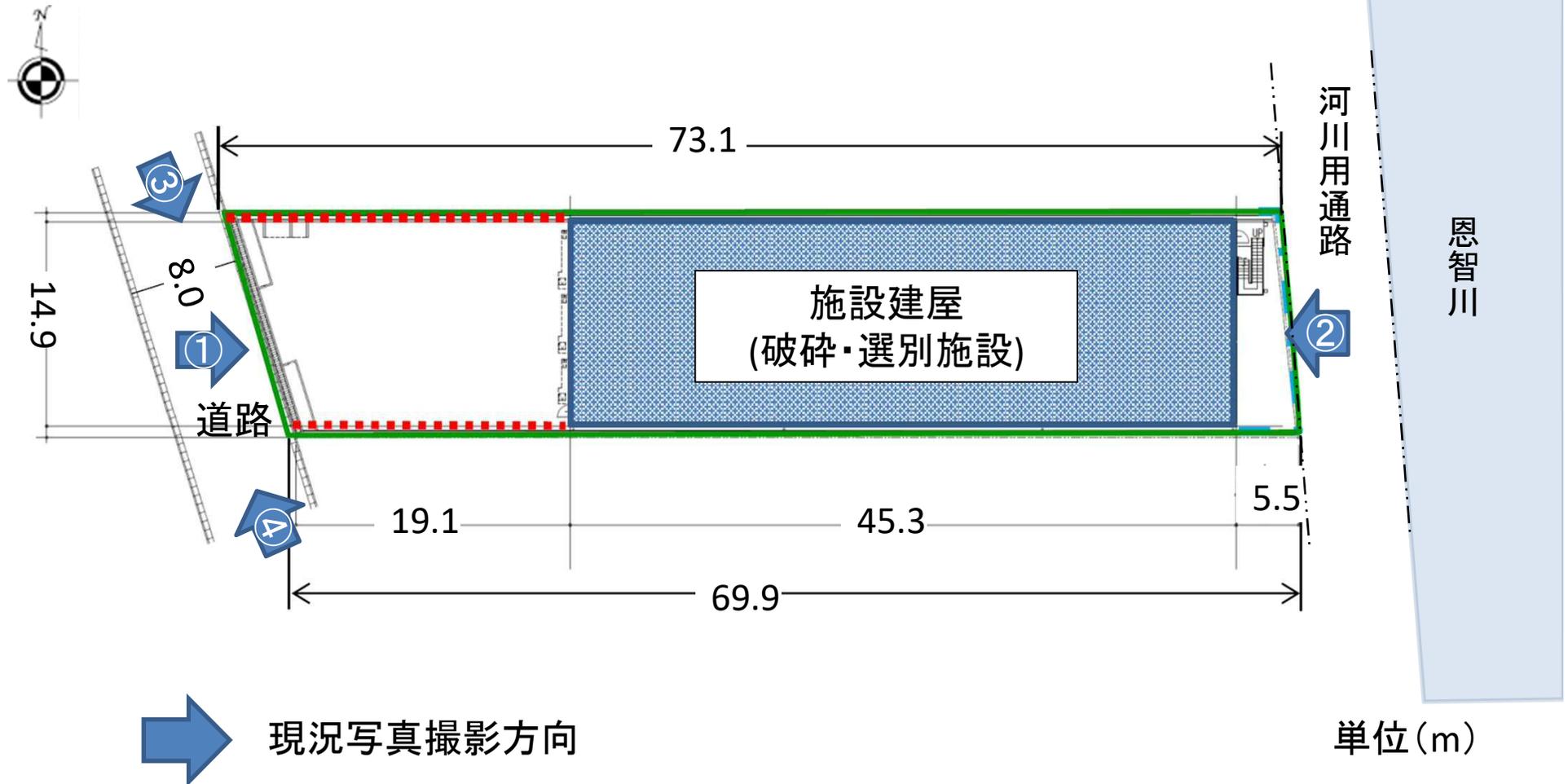
- 工業地域(及び工業保全地区)
- 準工業地域

工業保全地区とは
工業の集積の維持及び促進を
図ることを目的とし、
住宅系の用途及び店舗等の
建築物の建築に制限を設けて
いる地域

建物用途現況図



配置計画



周辺環境1（現況写真）

①



西側道路から東向きに撮影

②



東側河川敷から西向きに撮影

周辺環境2(現況写真)

③



西側道路を北から撮影

④

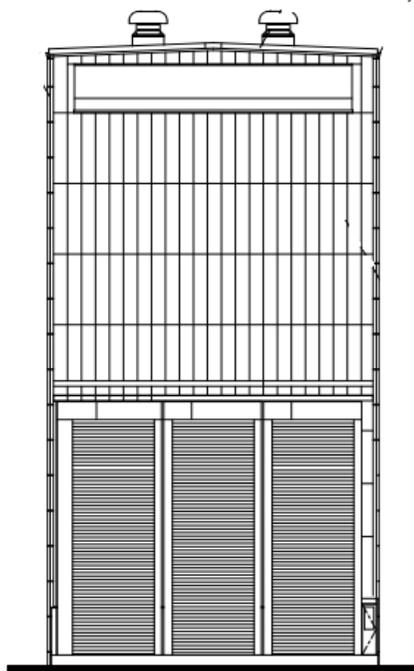


西側道路を南から撮影

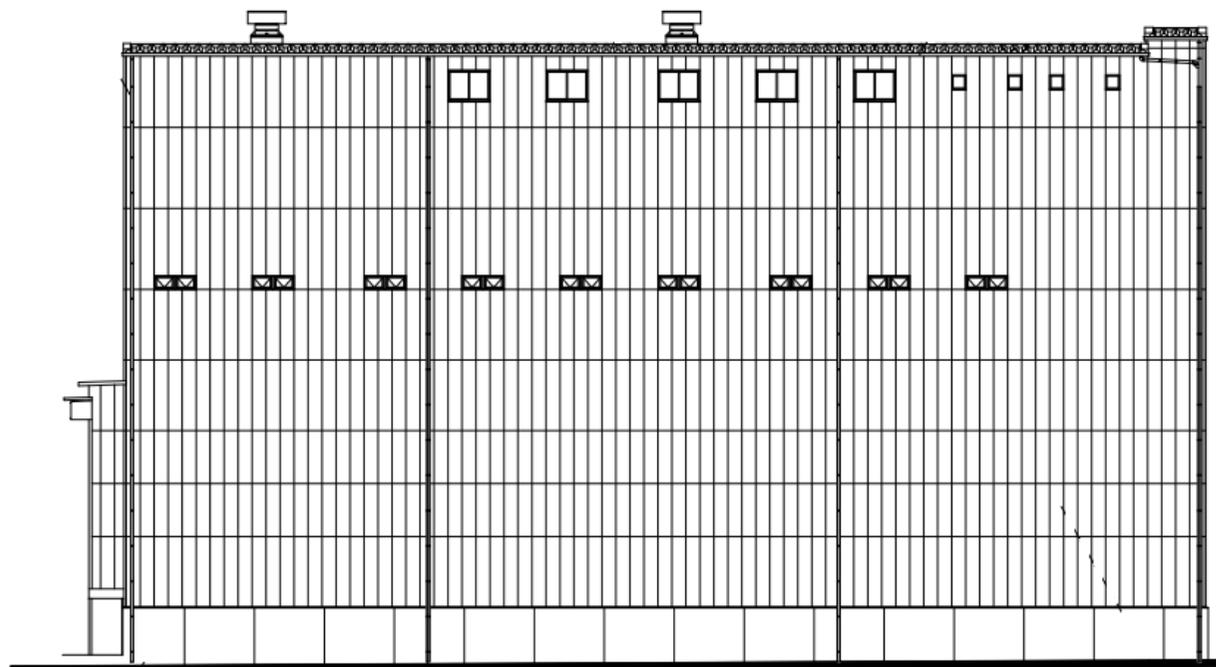
施設の概要

項目	計画の施設
施設の種類	ガラスくずの破碎・選別施設
処理能力	600t/日(25t/h)
敷地面積	1064.22m ²
建築面積	637.82 m ²
延べ床面積	1104.30 m ²
建蔽率	59.94 %
容積率	102.53 %
廃棄物の種類	ガラスくず
稼働時間	24時間/日
休止日	なし
季節的な変動の有無	なし

施設の外觀



西立面図



南立面図

施設のイメージ図



※この写真はイギリスで稼働中のガラスびんのリサイクル工場

事業紹介

事業の目的

本事業は、一般廃棄物として収集された”ガラスびん”から、キャップやラベルなどのプラスチック、石や陶磁器、板ガラスや耐熱ガラスといった性質の違うものを取り除き、「ガラスびん原料のカレット」の製造を行うもの。

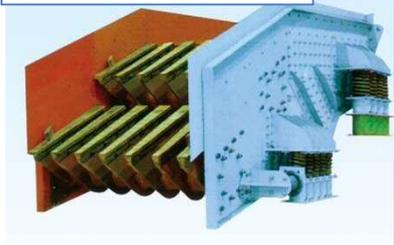
良質なカレットはガラスびん製造の主原料となる。

本事業の実施により、資源循環型社会に貢献し「持続可能な消費と生産」の実現を促すものである。



処理工程

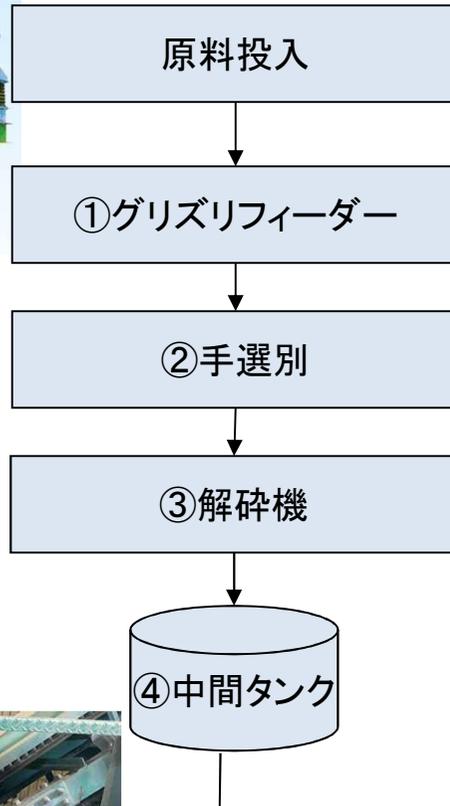
①グリズリーフィーダー



②手選別



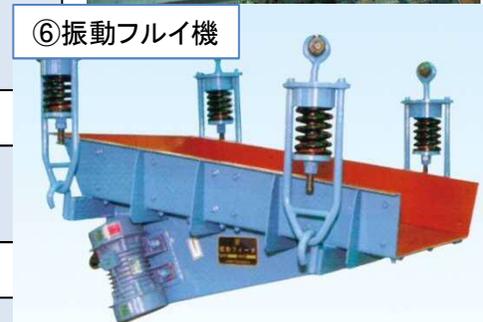
③解砕機



⑤ラベル除去



⑥振動フルイ機



⑦選別機

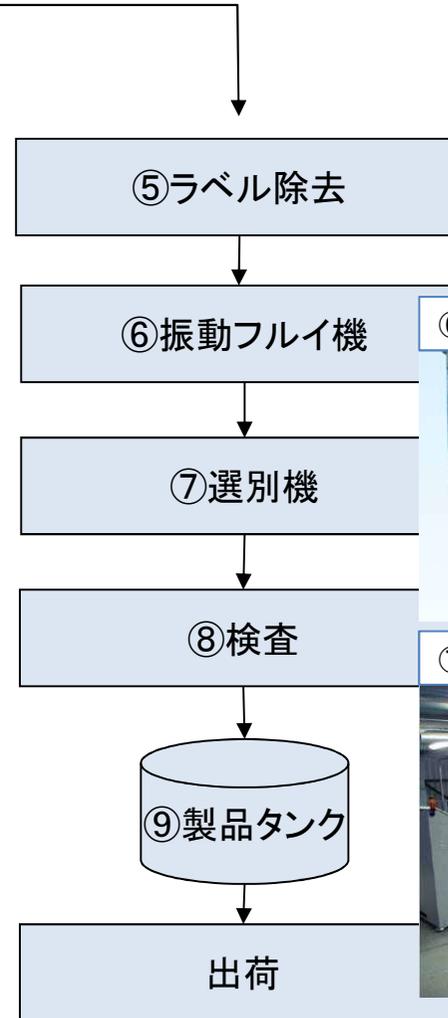
⑦選別機



⑧検査

⑨製品タンク

出荷



※写真は導入予定の機器

環境アセスメント調査について

環境アセスメント (環境影響評価)制度とは

開発事業の内容決定に当たり、環境に対しどのような影響を及ぼすか、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々・地方公共団体などからの意見を聴き、それらを踏まえ、環境の観点から、より良い事業計画を作り上げるための制度の事を言う。

出典:環境アセスメントのあらまし(環境省)

※ 大阪府の環境アセスメント制度の審査は完了済み



周辺環境への配慮 (生活環境影響調査の実施)

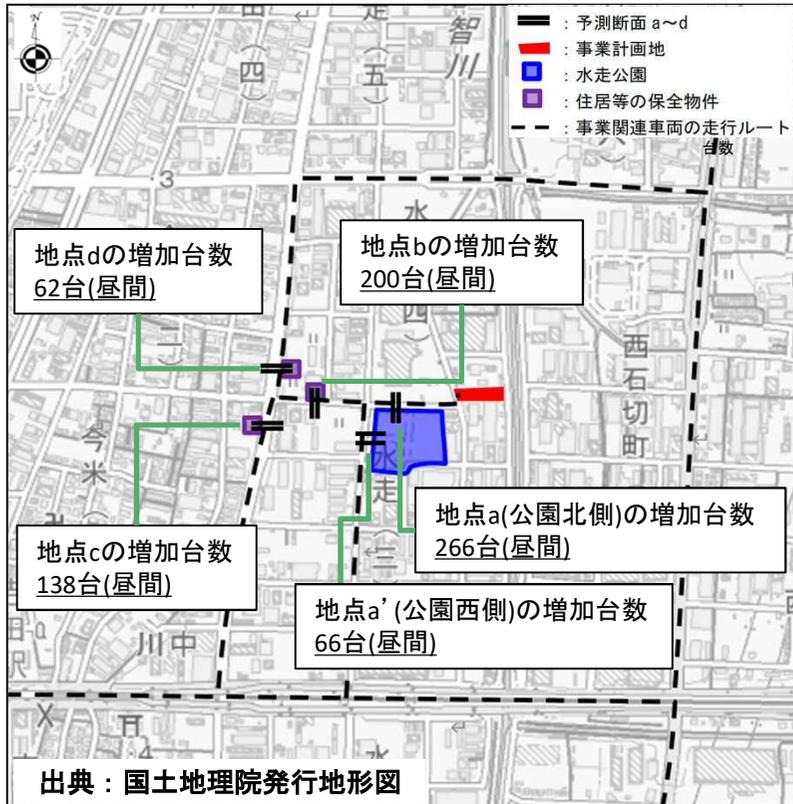
周辺環境への影響を調査するために、以下の項目で生活環境影響評価を実施した。
生活環境に対する影響は軽微と予測

環境要素		環境影響要因の内容				
		施設等の存在	施設の供用			
大項目	小項目			施設の稼働	事業関連車両の走行	
○：選定する理由 ▲：選定しない理由						
大気質	環境基準設定項目	浮遊粒子状物質	-	-	○	○施設の稼働に伴う破砕機等からの粉じんの発生が考えられる。
		二酸化窒素	-	-	○	○事業関連車両の走行に伴う大気汚染物質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の発生が考えられる。
	その他	粉じん	-	○	-	▲施設の稼働に伴うその他の大気質については、主な発生源はないと考えられる。
水質、底質	生活環境項目		-	-	-	▲施設からの排水はなく、雨水及び生活雑排水は公共下水道(汚水)に排水する。また、建設工事の実施に伴い発生する排水については、濁水処理等を行った後、公共下水道に放流する。よって、水質、底質に影響を与えるような行為はない。
	健康項目		-	-	-	
	特殊項目		-	-	-	
	その他		-	-	-	
騒音	騒音		-	○	○	○施設の稼働に伴う破砕機及び空調設備等からの騒音・振動の発生が考えられる。
振動	振動		-	○	○	○事業関連車両の走行、建設機械等の稼働及び工事関連車両の走行からの騒音・振動の発生が考えられる。
悪臭	悪臭		-	○	-	○施設からの悪臭の発生が考えられる。

※水処理は行わないため、水環境に対する調査は実施しない。

道路交通に対する影響

【調査及び予測結果の概要】



予測地点	①一般車両 (現況)	②事業関連車 両 (増加台数)	③将来交通 量 (①+②)	増加比 (③/①)
地点 a (公園北側)	1,110台	266台	1,376台	1.2
地点 a' (公園西側)	3,244台	66台	3,310台	1.0
地点 b	2,101台	200台	2,301台	1.1
地点 c	7,341台	138台	7,479台	1.0
地点 d	7,187台	62台	7,249台	1.0

※平日昼間の時間帯：6時～22時

全体の交通量から比較すると増加分は軽微

道路交通に対する影響（混雑度の算定）

■交通渋滞が発生しやすいと考えられる平日昼間の混雑度の算定 【予測結果の概要】

予測地点	現況				将来			
	①交通量 Q_{12}	②換算 交通量 Q'_{12}	③交通容量 C_{12}	④混雑度 (②/③)	①交通量 Q_{12}	②換算 交通量 Q'_{12}	③交通容量 C_{12}	④混雑度 (②/③)
地点 a	1,016台	1,369 _{pcu/12h}	14,473 _{pcu/12h}	0.09	1,252台	1,763 _{pcu/12h}	14,596 _{pcu/12h}	0.12
地点 a'	2,827台	3,438 _{pcu/12h}	15,332 _{pcu/12h}	0.22	2,893台	3,510 _{pcu/12h}	15,346 _{pcu/12h}	0.23
地点 b	1,860台	2,080 _{pcu/12h}	14,305 _{pcu/12h}	0.15	2,030台	2,402 _{pcu/12h}	14,367 _{pcu/12h}	0.17
地点 c	6,385台	7,721 _{pcu/12h}	16,286 _{pcu/12h}	0.47	6,507台	7,947 _{pcu/12h}	16,294 _{pcu/12h}	0.49
地点 d	6,239台	7,581 _{pcu/12h}	16,308 _{pcu/12h}	0.46	6,287台	7,677 _{pcu/12h}	16,311 _{pcu/12h}	0.47

※②及び③は、参考資料(「道路の交通容量」昭和59年9月 社団法人日本道路協会)を基に算出した。

【混雑度の解釈】

混雑度	交通状況の推定
1.0 未満	昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく円滑に走行できる。
1.0~1.25	昼間 12 時間のうち混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間（ピーク時間）ある。
1.25~1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。
1.75 以上	慢性的混雑状態を呈する。

地元説明会等の実施

大阪府環境アセスメントに基づく手続きとして、事業者において住民説明会を実施した。

1回目

➤ 日 時：2024年9月11日（水）19:00～20:00

2回目

➤ 日 時：2024年9月14日（土）19:00～20:00

場所

クリエイターズプラザ南館（東大阪市荒本北一丁目4番1号）

特定行政庁としての判断

- 用途地域は工業地域に指定されており、また特別用途地区にも指定されているため、居住地域化の傾向のない場所である。
- 生活環境影響調査の結果から、周辺への影響が少ない。
- 周辺については工場、ごみ処理場等の土地利用がメインとなっている。
- 住宅系の用途地域からは一定距離離れた立地であり、近隣では工業系用途地域内における住宅集合地は形成されていない。

⇒都市計画上支障はない

今後のスケジュール

- R7.8 建築基準法第51条ただし書き許可
- R7.9 一般廃棄物処理施設設置許可
(廃棄物処理法第8条第1項)
- R8.2 建築確認
- R8.3～R8.12 建築工事
- R9.6 工場稼働